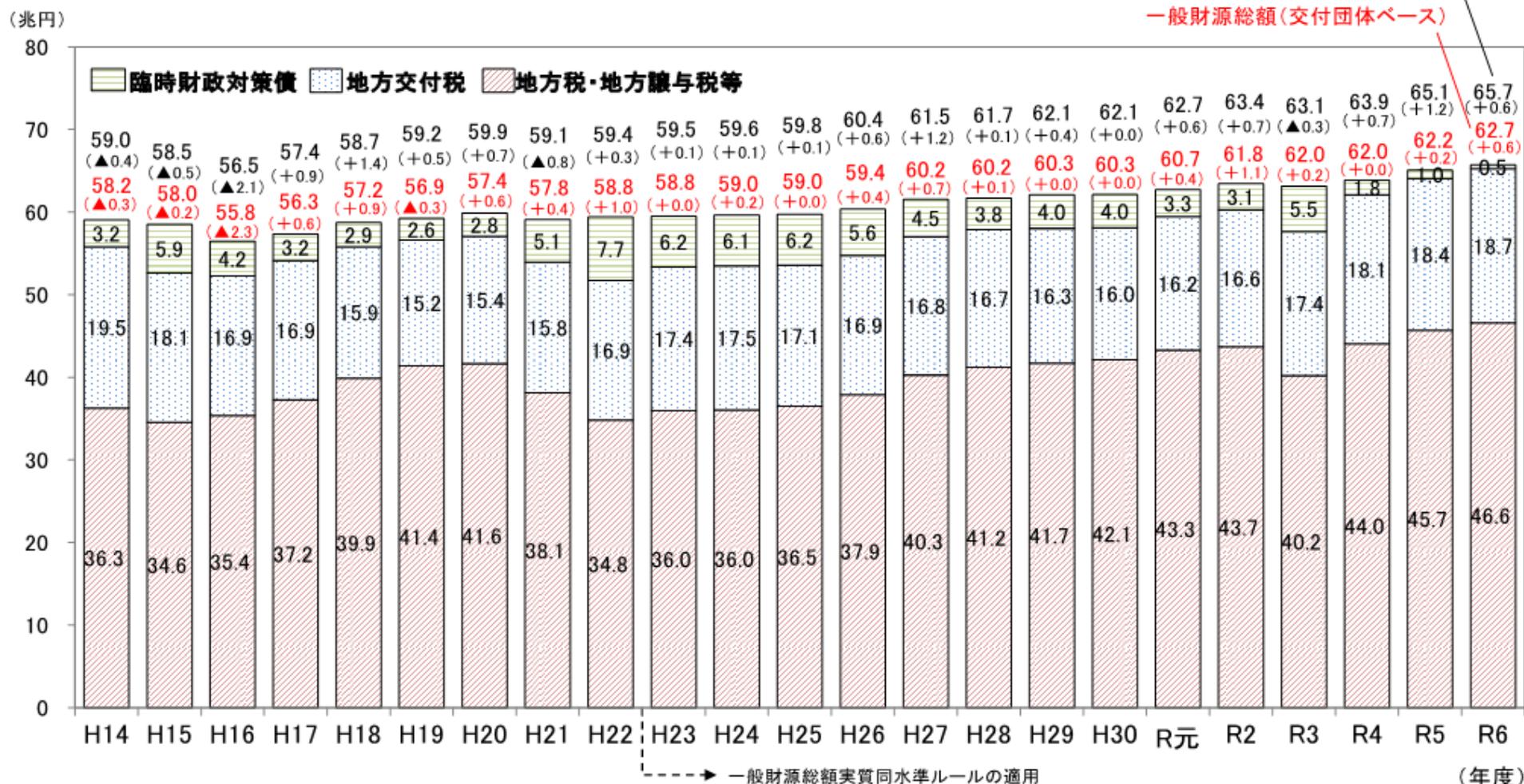


参考資料

地方税財政常任委員会

地方一般財源総額の推移

〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕



※ R3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、R2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

令和6年度地方財政計画のポイント①

総務省自治財政局
令和6年2月

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額(水準超経費を除く交付団体ベース)を62.7兆円(対前年度比+0.6兆円)確保
- ・ 地方交付税総額を18.7兆円(対前年度比+0.3兆円)確保
- ・ 臨時財政対策債は0.5兆円(対前年度比▲0.5兆円)に抑制

・ 一般財源総額(水準超経費除き) (※ 水準超経費を含めた一般財源総額)	62.7兆円 (65.7兆円)	対前年度比 +0.6兆円 (同 +0.6兆円)
・ 地方税・地方譲与税	45.5兆円	同 ▲0.0兆円
・ 地方特例交付金等	1.1兆円	同 +0.9兆円
・ 地方交付税	18.7兆円	同 +0.3兆円
・ 臨時財政対策債	0.5兆円	同 ▲0.5兆円

(注)端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 定額減税による減収への対応

- ・ 個人住民税の減収(0.9兆円)は、地方特例交付金により全額国費により補填
- ・ 地方交付税の減収(0.8兆円)は、繰越金・自然増収による法定率分の増(1.2兆円)により対応。減税の影響を含めても、上記1(1)のとおり適切に地方財源を確保。更に、後年度、0.2兆円の加算を実施(特会借入金償還の円滑化に活用)

令和6年度地方財政計画のポイント②

(3) こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- ・ 「加速化プラン」の地方負担(0.2兆円)について必要な財源を確保
- ・ こども・子育て政策の単独事業(ソフト)について一般行政経費(単独)を0.1兆円増額
- ・ こども・子育て政策の単独事業(ハード)を500億円計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設
※ こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善
- ・ 普通交付税の費目として「こども子育て費」を創設し、関連政策全般を算定

(4) 給与改定・会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する地方財源の確保

- ・ 給与改定分(0.3兆円)
- ・ 会計年度任用職員の勤勉手当支給分(0.2兆円)

(5) 物価高への対応

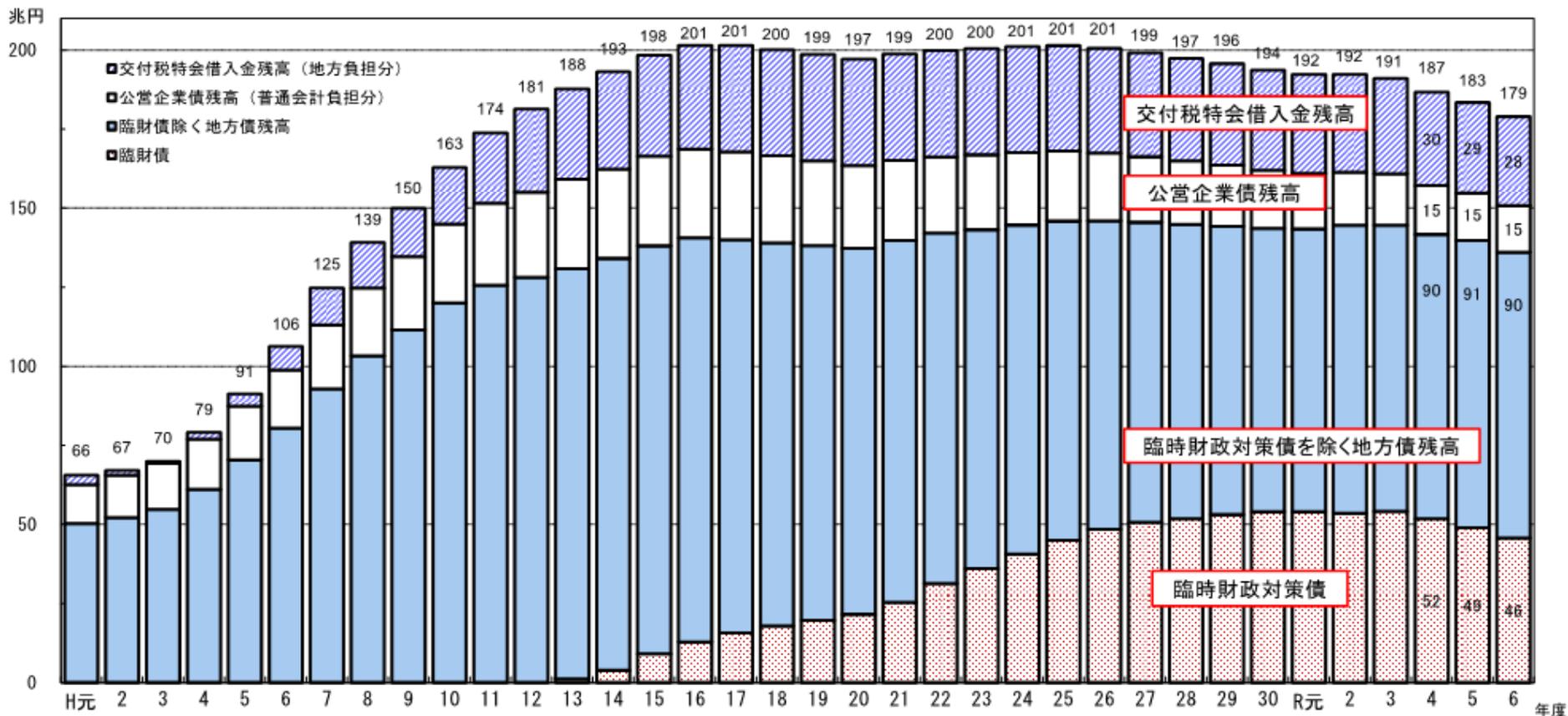
- ・ 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、700億円計上(前年度同額)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

地方財政の借入金残高の状況



※1 地方の借入金残高は、令和4年度までは決算ベース、令和5年度及び令和6年度は地方財政計画等に基づく見込み。

※2 表示未滿は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

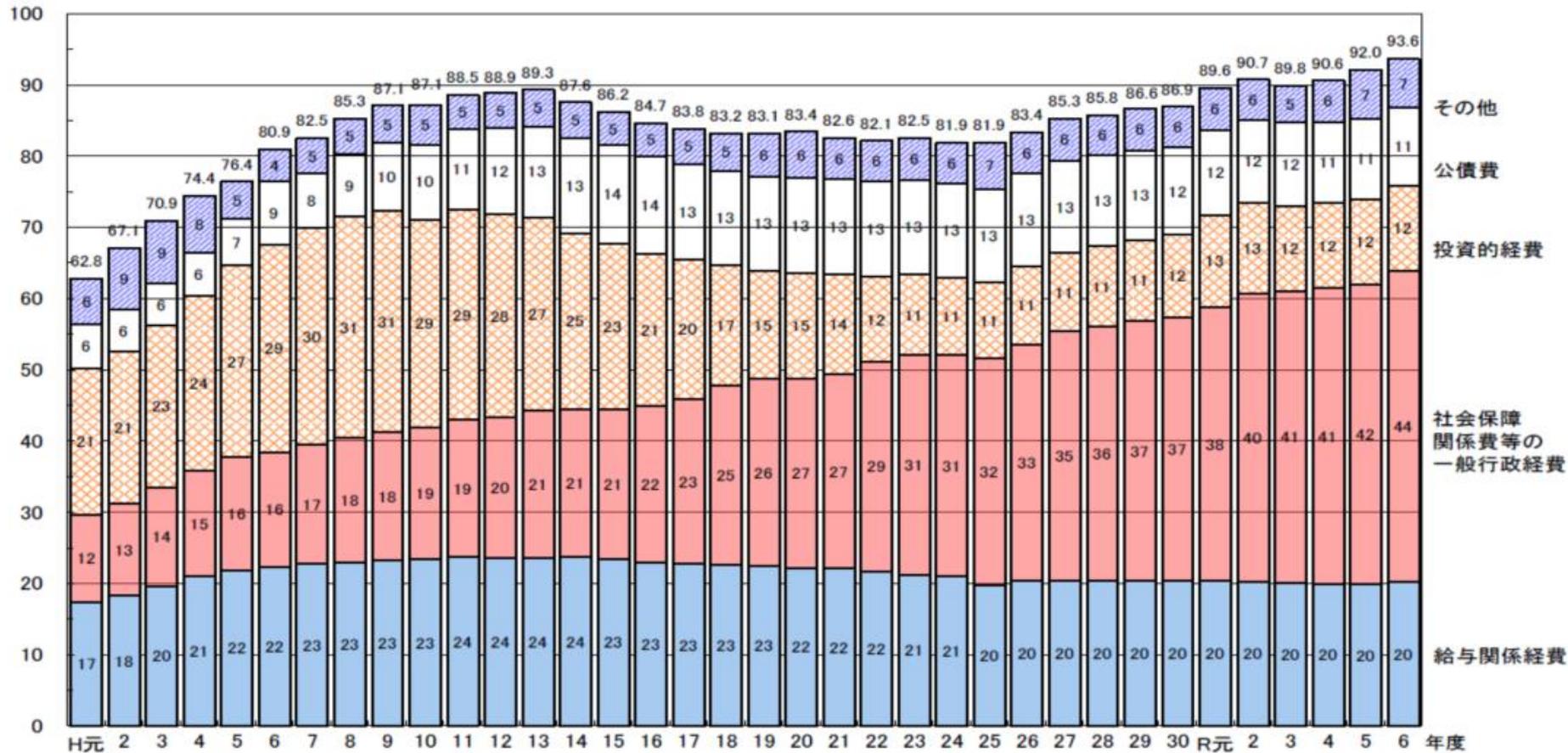
(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	32	32	31	30	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21	21

地方行財政等③

<地方財政計画の歳出の推移>

(兆円)



経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

2. 中期的な経済財政の枠組み

（財政健全化目標と予算編成の基本的考え方）

（略）予算編成においては、2025年度から2027年度までの3年間について、上記の基本的考え方の下、これまでの歳出改革努力を継続する。その具体的な内容については、日本経済が新たなステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討する。（略）

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（5）地方行財政基盤の強化

（略）交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。

地方財政常任委員会アンケート調査（R6.4）における意見（公立病院経営安定化支援関係）

- ・新興感染症の対応等に当たって公立病院の担う役割は増しており、医師不足や不採算地区での経営などの条件不利地域においても必要な医療を安定的に提供できるよう、措置の拡充が必要。令和6年度診療報酬改定では、ケアに対する一定の対応がなされたが、物価高については若干の報酬アップにとどまり、医療機関の経営努力で対応することが困難な状況。物価高への対応や、公立病院のコロナ対応に係る経営的損失について、交付金等による財政措置を行うなど、国において早急な対策を講じる必要。
- ・燃料費高騰の影響を受け光熱費が高騰していることや施設管理等の委託料の増加などに伴い、厳しい経営状況。経済環境による経営の激変に対応できるよう、引き続き財政支援等の充実を図るべき。
- ・物価高騰等の影響により経営面で苦境を迎えている三セク・公営企業等について、急速に進む少子高齢化や金融政策の見直し等の社会経済情勢の変化を踏まえると、早期の経営改善が必須と考えられることから、自治体が経営支援を行うにあたり、地方財政措置を講じることが必要。対象経費については、法的整理や廃止に限定せず、県が引き受けた債務の処理に要する経費等を対象とすることや、三セク・公営企業等の経営安定化に繋がる出資金、貸付金を対象とすることが必要。
- ・5類移行後の病院収支は受療行動の変化や物価高騰等により大幅に悪化し、近い将来に資金不足となるリスクが顕在。一方、医療需要の変化、病院DXの推進、サイバー攻撃の脅威の増大等、直面する新たな課題にも対応が必要。救急、高度医療等の不採算部門等への交付税措置について、病院事業への基準内繰出額と交付税措置額が乖離。地域医療構想による医療機能の分化等に対応するため、病院の統合再編を積極的に実施してきた公立病院群では、特に建築コストに係る交付税措置の拡充が資材価格等の急騰に見合わず、多額の自主財源により建築コストを負担。材料費、経費等の増嵩を医業収益で賄いきれず、構造的に収支均衡を図ることが困難な状況であり、地域医療を提供する公立病院群の経営基盤の安定化を図るため、所要の支援を講じる必要。
- ・診療報酬の改定が行われない中で、物価・人件費の高騰により、資金不足に陥る見込みとなったため、令和6年度予算で一般会計から緊急貸付。災害以外でも経済環境による経営の激変に対応できるよう、令和6年度に創設される交通事業債（経営改善推進事業）と同様の措置など支援の拡充が必要。
- ・コロナ関連の国庫補助事業縮小後もコロナ対応費用を要することに加えて、物価や人件費高騰の影響により資金が急激に減少。今後も安定的に離島・へき地医療等の政策医療を実施していくために、公立病院における物価高騰等の急激な環境変化に伴う資金不足額について資金手当するための企業債の措置等が必要。

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、**一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分**が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、**現在ではわずか**になっている状況。
- 諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした**教師の処遇改善**が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、**人材確保法**による処遇改善後の昭和55年の**一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保**することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、**専門的な知識や技能等が求められる高度専門職**。
- 教師が、**専門性を最大限に発揮**して子供たちへの教育を行うことができる**職務や業務遂行の在り方**が求められる。
 - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、**日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応**が必要。
 - ・どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、**教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分**が大きい。
 - ・教師の職務は、**教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務**が日常的に**渾然一体**となっており、**正確な峻別は極めて困難**。授業準備や教材研究等が、**どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難**。
 - = 一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の**時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない**。
- ➡ **教師の職務等の特殊性**を踏まえると、**勤務時間の内外を包括的に評価**し、**教職調整額**を支給する仕組みは、**現在においても合理性を有する**。
- **県費負担教職員制度**の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、**時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しない**と考えられる。
- ➡ **PDCAサイクル**を通じた働き方改革を推進し、**業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表**等を教育委員会が行う仕組みの検討や、**学校の指導・運営体制の充実**により、**時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当**。管理職は、教師の**時間外在校等時間の適切な把握**が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、**教職調整額**の率は**少なくとも10%以上**とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きいこと等から、**超勤4項目に別の業務を追加することは適さない**。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、**職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築**が必要。また、**人事評価**の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、**教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設**が必要（**6級制の実現**）。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、**学級担任の教師**について、**義務教育等教員特別手当の額を加算**する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、**管理職による適切な学校運営が重要**であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、**管理職手当等の改善**が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の**進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップ**し、**機動的に取組みの見直しを図る**ことが重要。
- 次期学習指導要領における**標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方**等については、**今後の専門的検討を踏まえ、改革**されることを期待。8

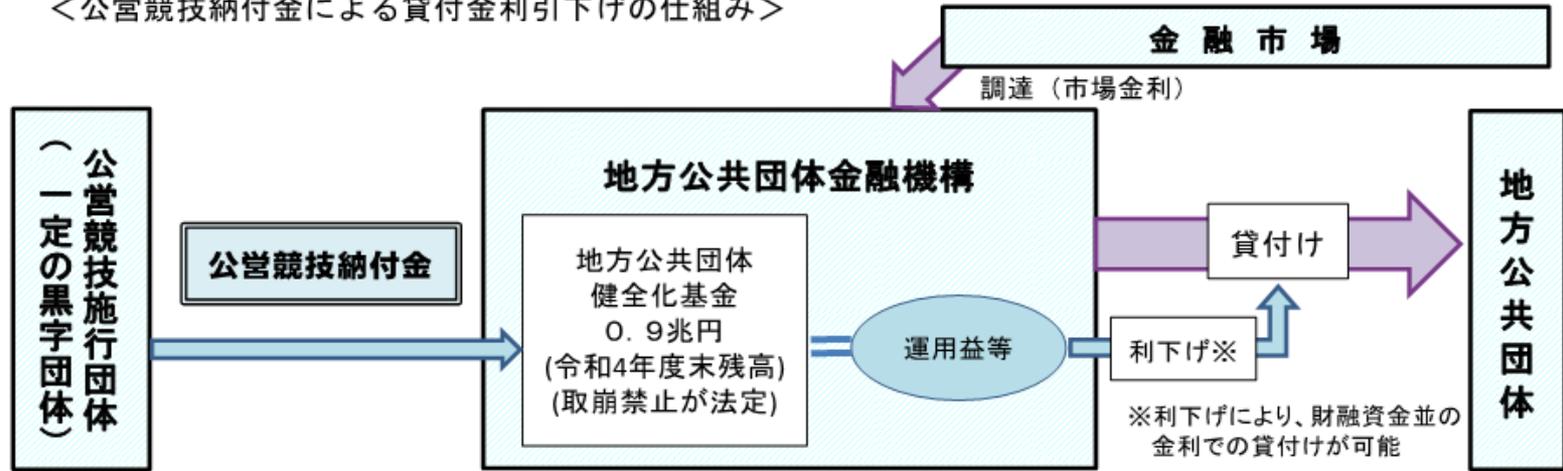
公営競技納付金制度の概要

公営競技施行団体が、地方公共団体金融機構に対し、収益の一部を地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる資金として納付する制度(令和2年度の期限を令和7年度施行分まで5年間延長)

1. 制度の概要

- 公営競技(地方競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)施行団体で、一定の黒字団体※が、収益の一部を地方公共団体金融機構に納付
 - ※ 収益額0.7億円超の団体(累積赤字がある団体は納付免除)
- 金融機構は、納付金を地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を活用して、地方公共団体向け貸付けの金利を引き下げ
- 5~10年ごとに見直し

<公営競技納付金による貸付金利引下げの仕組み>



2. 制度の令和元年度における見直し内容

- 措置内容の見直しは行わず、令和2年度施行分までの期限を令和7年度施行分まで5年間延長(R2通常国会提出「地方交付税法等の一部を改正する法律」において、地方財政法を改正)

現行:①、②のいずれか低い額に0.8を乗じた額を納付

① (売上額 - 40億円) × 1.0% ② (収益額 - 0.7億円) - 50%※ × 調整後収益率 ※売上額に応じて増加	}	左により得た額 × 0.8
--	---	---------------

こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ **賃上げ**（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ **三位一体の労働市場改革**（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ **正規・非正規問題への取組**（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月

- ✓ **所得制限を撤廃**
- ✓ **高校生年代まで延長**
すべてのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置づけを明確化
- ✓ **第3子以降は3万円**

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	※多子加算のカウント方法を別途見直し

➔ 3人の子がいる家庭では、**総額で最大400万円増の1100万円**

妊娠・出産時からの支援強化

実施中（2025年度制度化）

- ✓ **出産・子育て応援交付金**
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（5万円相当）
②出生届出時（5万円相当×こどもの数）
- ✓ **伴走型相談支援**
様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
➔ **妊娠時から出産・子育てまで一貫支援**

子育て世帯への住宅支援

- ✓ **公営住宅等への優先入居等**
- ✓ **フラット35の金利優遇**
今後10年間で計**30万円**

出産費用の軽減

実施中

- STEP 1 出産育児一時金の引き上げ
42万円 ➔ **50万円に大幅引き上げ**
「費用の見える化」・「環境整備」
- STEP 2 出産費用の保険適用
※2026年度を目途に検討

高等教育（大学等）

高等教育の負担軽減を拡大

- 世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充 ※2024年度から
- 多子世帯の学生等については授業料等を無償とする ※2025年度から
- ✓ 修士段階の**授業料後払い制度**の導入
- ✓ **貸与型奨学金**の返還の柔軟化

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ **「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設**
• 月一定時間までの利用可能枠の中で、**時間単位等で柔軟に通園が可能**な仕組み
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの開始も可能）
- ✓ **保育所：量の拡大から質の向上へ**
• **76年ぶりの配置改善**：（1歳児）6対1→5対1（4・5歳児）30対1→25対1
• 民間給与動向等を踏まえた**保育士等の更なる処遇改善**
- **「小1の壁」打破**に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
- ✓ **多様な支援ニーズへの対応**
• **貧困・虐待防止**、**障害児・医療的ケア児**等への支援強化
• **児童扶養手当**の拡充、**補装具費**支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

- 男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年）
➔ **男性育休を当たり前** ※2022年度：17.13%
- ✓ **育児休業取得率の開示制度の拡充**
- ✓ **中小企業に対する助成措置を大幅に強化**
• 業務を代替する周囲の社員への**応援手当**の支給への助成拡充

育休制度の拡充

- ✓ 産後の一定期間に**男女で育休を取換**することを促進するため
給付率を手取り10割相当 ※2025年度からの実施を目指す
- ✓ **「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設**
• 時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に
- ✓ **時短勤務時の新たな給付** ➔ **支援策の内容は世界トップレ!**

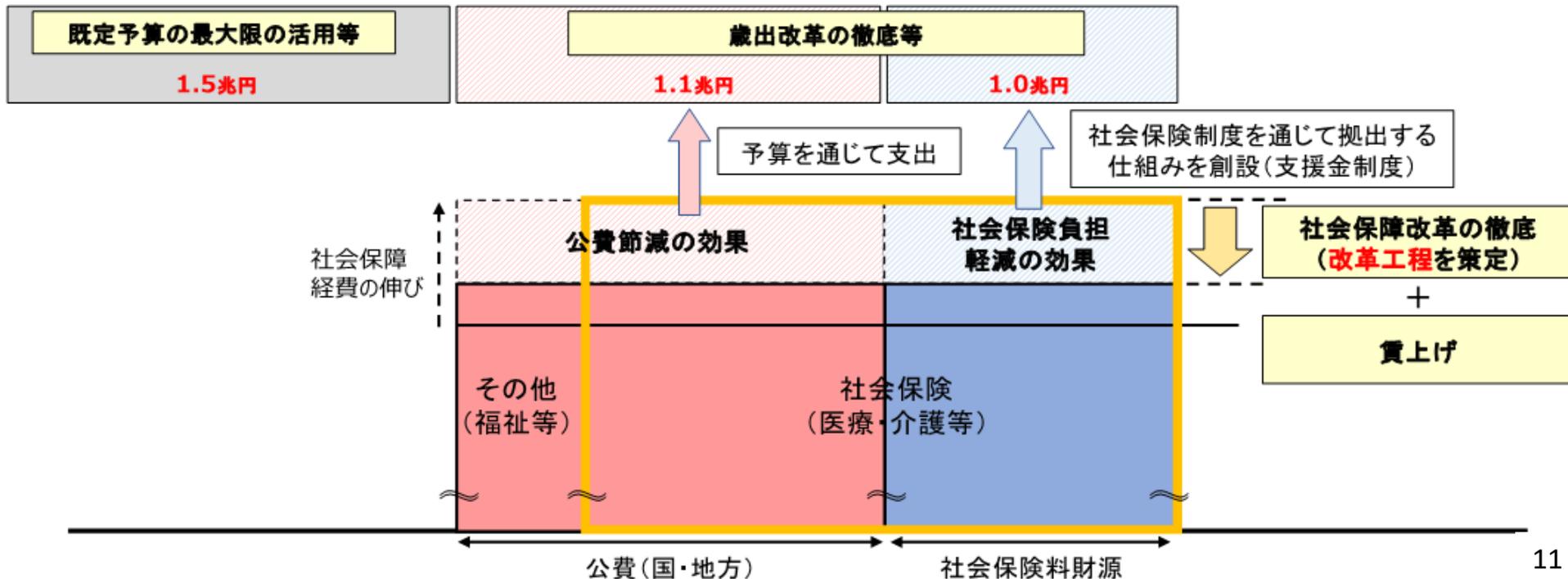
こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円



【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等



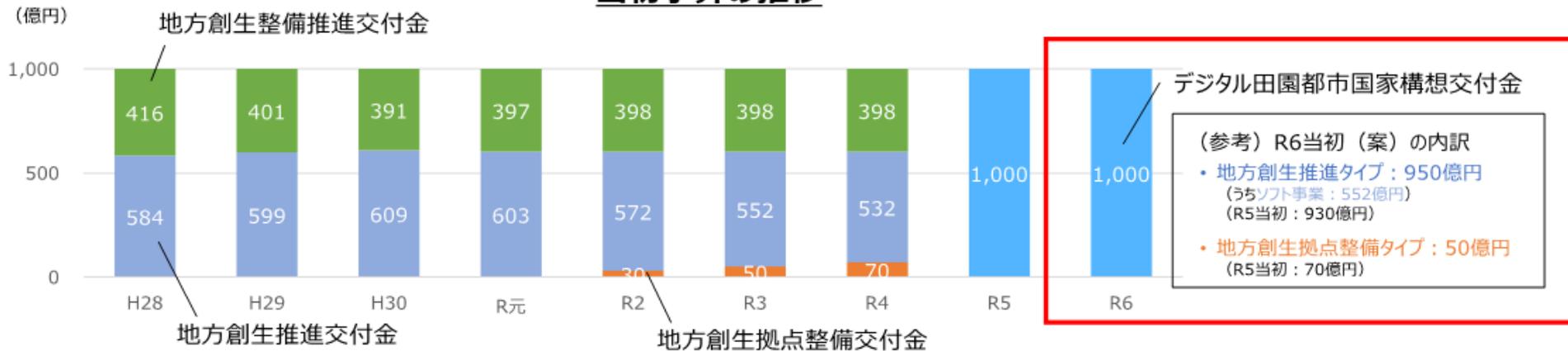
13 デジタル田園都市国家構想事業費・地域社会再生事業費

- 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、令和6年度においても、引き続き1兆円を計上
- 地方団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、令和6年度においても、引き続き2,500億円を計上
- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和6年度においても、引き続き4,200億円を計上

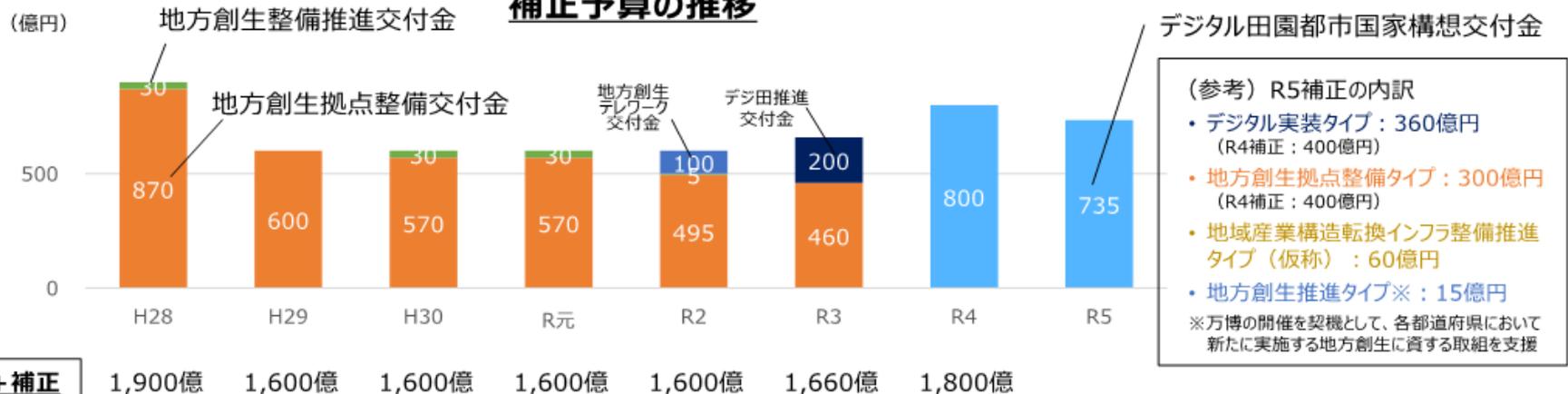
デジタル田園都市国家構想交付金の推移

- R4補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。
- **R6当初（案）：1,000億円／R5補正：735億円**（R5当初：1,000億円／R4補正：800億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



当初+補正

1,900億 1,600億 1,600億 1,600億 1,600億 1,660億 1,800億

企業版ふるさと納税に係る令和4年度寄附実績について

- 令和4年度の寄附実績は、令和2年度税制改正による税額控除割合の引上げ等もあり、前年度に引き続き金額・件数ともに大きく増加（金額は前年比約1.5倍の341.1億円、件数は約1.7倍の8,390件）
- 一層の活用促進に向け、引き続き関係府省とも連携し、企業と地方公共団体とのマッチング会を開催するとともに、寄附の獲得に向けた企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を実施

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (税制改正の 施行)	R3年度	R4年度	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	225.7億円 (+105%)	341.1億円 (+51%)	776.5億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	4,922件 (+119%)	8,390件 (+70%)	20,018件

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。



令和6年度与党税制改正大綱（抜粋）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

6. 扶養控除等の見直し

（略）扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないように適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

第三 検討事項

5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

9 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

令和6年度与党税制改正大綱

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

(略) 東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

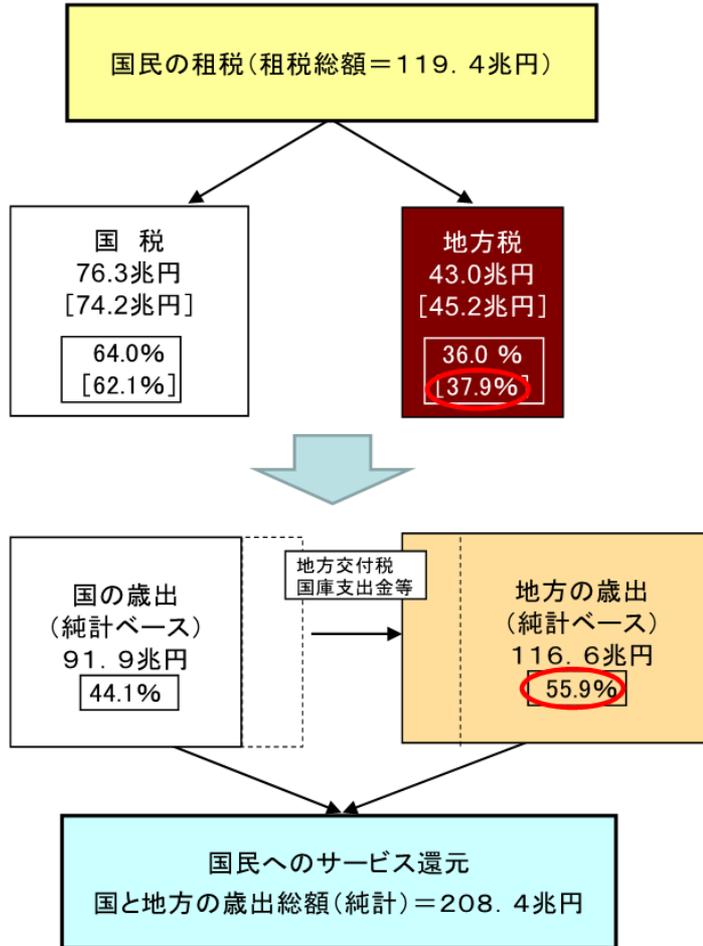
(5) 地方行財政基盤の強化

(自治体DXによる行財政の効率化等)

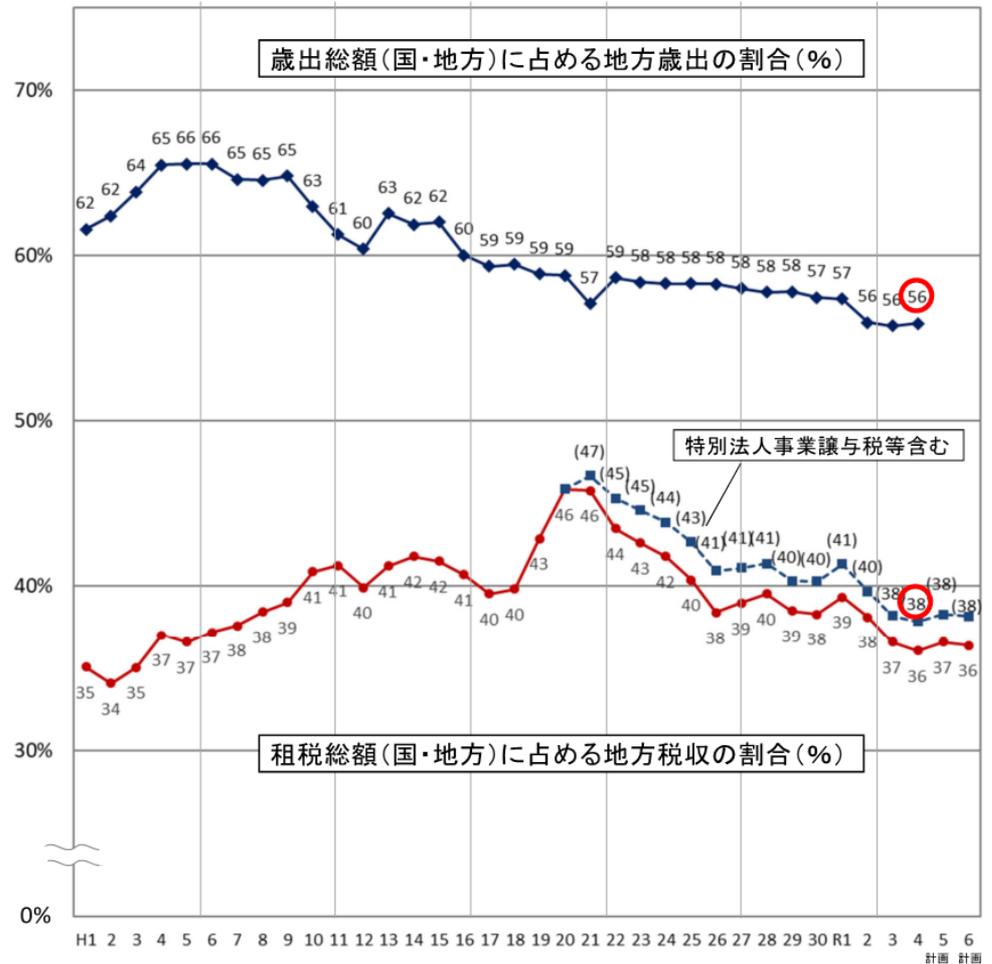
(略) 東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。(略)

国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出(令和4年度決算)



◎地方の税源・歳出配分の推移



(注)精査中であり、数値が異動することがある。

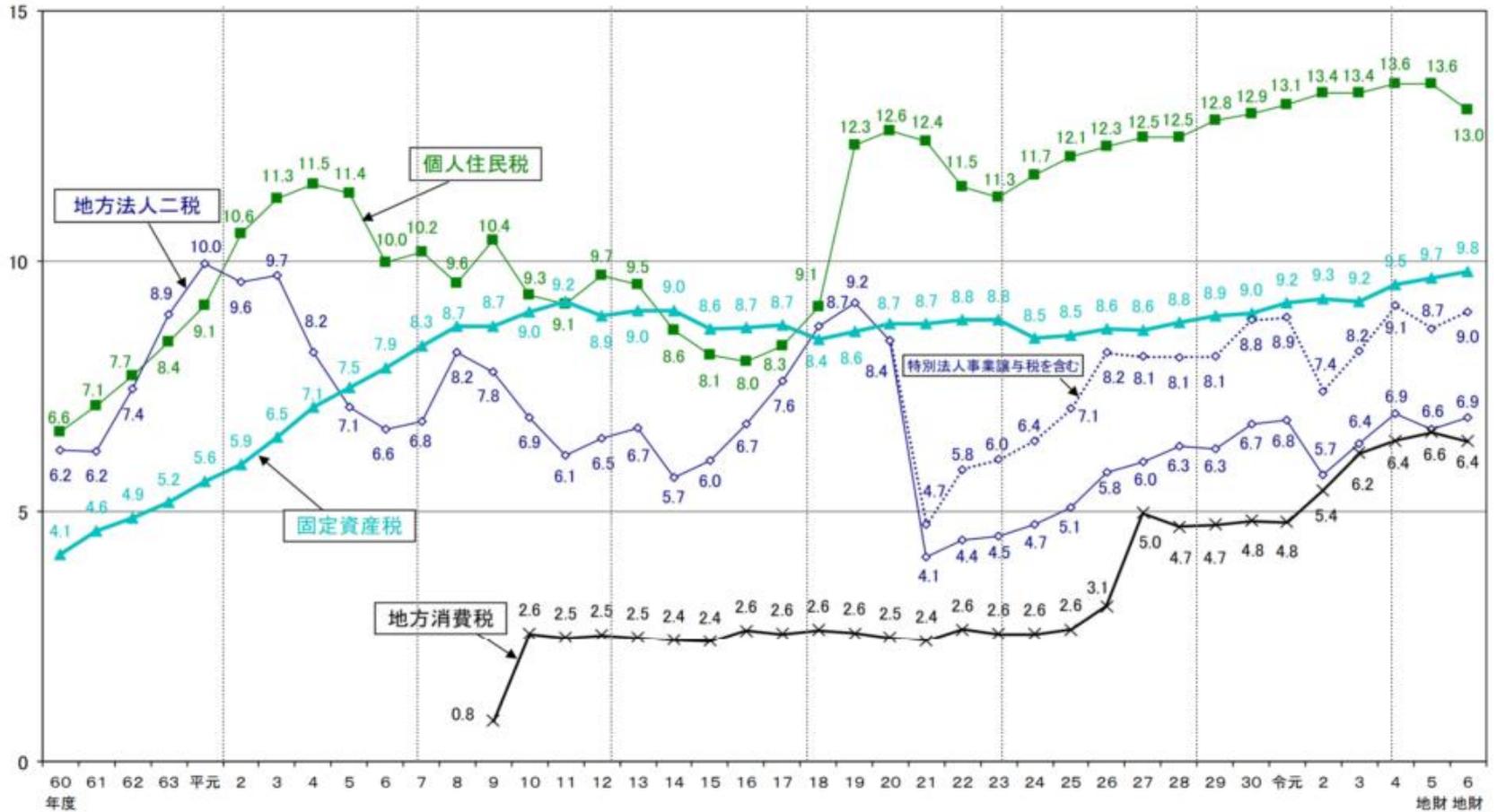
(注)地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注)国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を含まない。
[]内は、国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業譲与税を含めた金額。

(注)令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は地方財政計画額である。

主要税目（地方税）の税収の推移

(兆円)



- (注) 1. 表中における計数は、超過課税等を含まない。
 2. 令和4年度までは決算額、令和5、6年度は地方財政計画額である。
 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を加算した額である。

人口一人当たりの税収額の指数（令和4年度決算額）

地方税計

最大/最小:2.3倍



43.0兆円

個人住民税

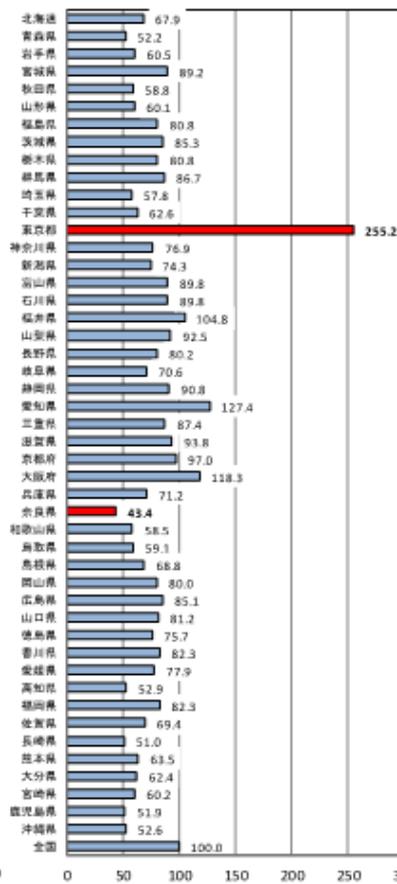
最大/最小:2.5倍



13.2兆円

地方法人二税

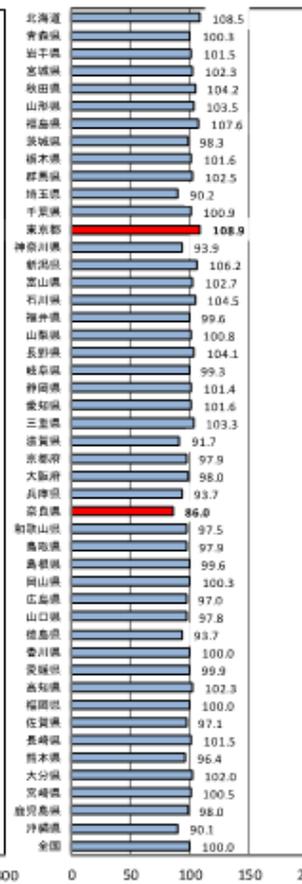
最大/最小:5.9倍



6.9兆円

地方消費税(清算後)

最大/最小:1.3倍



6.4兆円

固定資産税

最大/最小:2.3倍

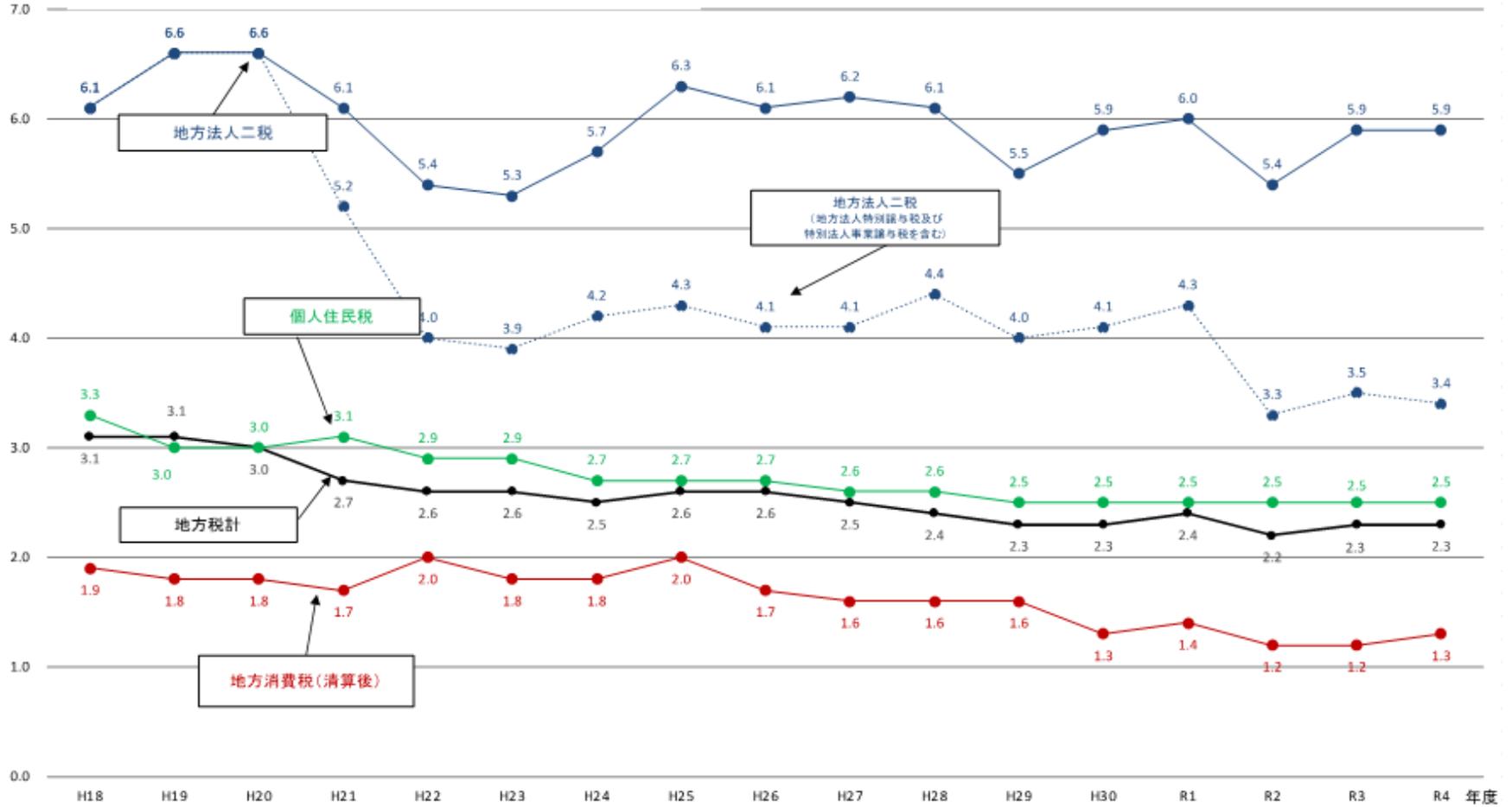


9.6兆円

(注1) 上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
 (注2) 地方税計、地方法人二税は特別法人事業課税を含まない額である。

人口一人当たりの税収額の偏在度の推移

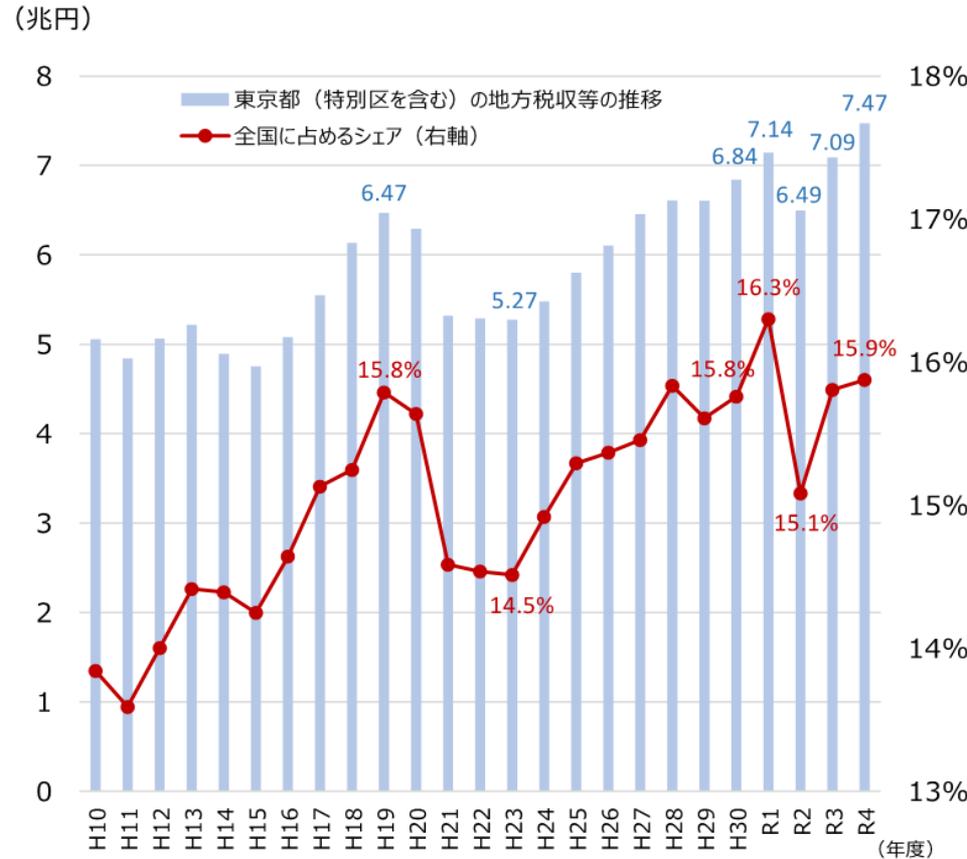
最大(東京)／最小の倍率(※)



※ 「最大／最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 税収額については各年度の決算額(各年度とも超過課税及び法定外税等を除く。)であり、人口は住民基本台帳人口(24年度までは各年度末日、25年度以降は各年度1月1日)による。
 (注2) 「個人住民税」の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額である。
 (注3) 「地方法人二税」のH21以降の点線は、地方法人二税に国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税(～R1)及び特別法人事業譲与税(R2～)を加算した額。
 (注4) 平成28年度、令和2年度及び令和3年度の「地方消費税(清算後)」は清算基準に基づく理論値である。

- 東京への人口・経済の一極集中が続いてきているなか、東京都（特別区を含む）の地方税収等は増加傾向となっており、平成20年度以降累次の是正措置が講じられてきたが、**全国の地方税収等に占める東京都のシェアはなお高い水準**。
- 東京都は地方税収の増加に伴い、過去10年間、他の道府県と比較して、歳出総額を大きく増加させてきた。

◆ 東京都（特別区を含む）の地方税収等の推移と全国に占めるシェア



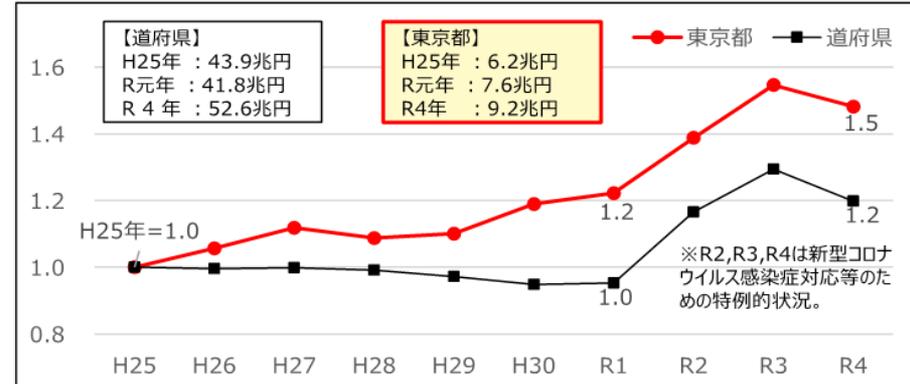
(出所) 総務省「地方財政状況調査」
 (注) 地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収（超過課税分、法定外税等を含む）の決算額。

◆ 法人関係二税の人口1人当たり税収額の指数（令和4年度）



(出所) 総務省「地方財政の状況（令和6年3月）」「地方財政状況調査」等をもとに作成。
 (注) 特別法人事業譲与税を含む。

◆ 歳出総額の推移

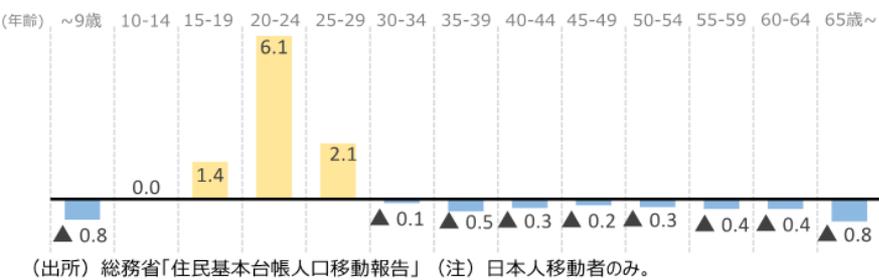


(出所) 総務省「地方財政状況調査」 (注) 平成25年度の値を1として指数化している。

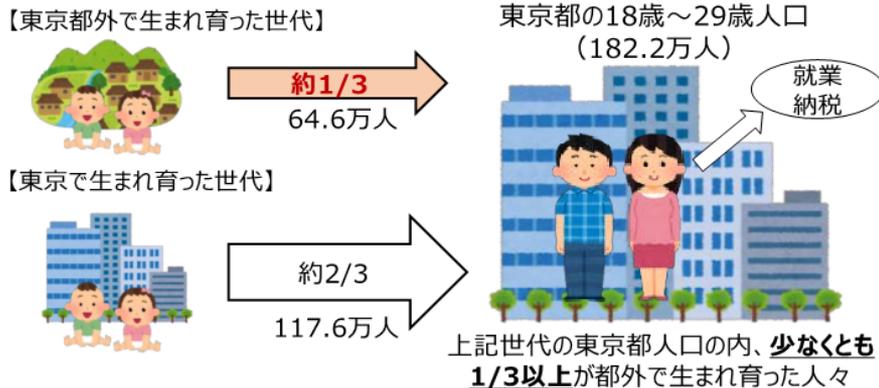
東京一極集中と行政サービスの格差

- 東京都は一極集中による豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施しており、**東京と地方の間、更には東京圏内においても行政サービスの格差が広がっている状況。**
- 東京一極集中を是正していくことは、国全体の少子化の流れを変えていく上でも重要であり、各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、**偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要。**

◆ 令和5年における東京都の年齢別の転入超過数



◆ 大学進学や就職に伴って働き手の人口が流入する構造



(出所) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態調査」をもとに財務省にて推計。

人口戦略会議「人口ビジョン2100」(抜粋)

・ 東京圏に若い男女が流入する「東京一極集中」は、依然として続いています。その東京圏では、住宅費が高騰し、通勤が長時間で苛酷なため、平均年収以下のクラスの若年層や子育て世帯は「可処分所得」と「可処分時間」ともに低水準となる厳しい環境に置かれています。

・ **東京一極集中を是正し、「多極集住型」の国土づくりを目指すとともに、東京圏が抱える深刻な問題の解決を図ることは、国全体の少子化の流れを変えていく上で、避けては通れない課題です。**

◆ 東京都の令和6年度当初予算における新規事業及び予算規模が大幅に拡大した事業の例

こども・子育て関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校給食費の負担軽減 ○ 私立中学校及び高校授業料無償化 ○ 都立大学の授業料無償化 	【239億円】 【681億円】 【15億円】
賃上げの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員等の処遇改善 ○ 障害福祉サービス職員の処遇改善 	【285億円】 【129億円】
脱炭素化の推進	○ 省エネ性能の高い住宅（東京ゼロエミ住宅含む）の普及促進、省エネ家電への買替え促進等	【1,047億円】
ファンドへの出資	○ 官民連携インパクトグロスファンドへの出資	【100億円】
その他	○ プロジェクションマッピング運営事業等	【20億円】

(出所) 東京都「令和6年度東京都予算案の概要」(令和6年1月26日)等
(注) ◎は新規事業。○は一部にR5予算からの継続事業を含むが、大幅に予算額が増加したもの。

東京都に隣接するA県知事

東京都と同じような施策は我が県の財政事情では厳しい

A県の令和6年度予算では、

- ・ これまで700万円※としていた私立高校等学費補助上乗せ(実質無償化)の年収要件を多子世帯に関しては910万円まで緩和。 ※ 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安 (←東京都は全世帯について910万円の要件を撤廃)
- ・ 個人及び事業者への脱炭素化普及促進として50億円程度を計上。(←東京都は合計1,000億円超を計上)

各自治体において独自に子育てやGX化等に関する予算額を拡充しながらも、東京都と比較すると、財政力の差を背景に大きなサービス格差が生じている状況。